

令和3年第4回羅臼町議会定例会（第2号）

令和3年12月15日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 認定第 1号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第 7 議案第54号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第55号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第56号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第57号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第58号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第59号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第60号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第61号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 発議第 7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援

策を求める意見書

日程第16 発議第 8号 北方領土問題の解決促進等を求める意見書
日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件
追加日程第1 議案第63号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高島 譲二 君		5番	坂本 志郎 君
	6番	松原 臣 君		7番	村山 修一 君
	8番	鹿又 政義 君			

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	和田 宏一 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君
企画振興課長	八幡 雅人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税務財政課長	対馬 憲仁 君	税務担当課長	飯 島 東 君
環境生活課長	湊 慶介 君	保健福祉課長	福 田 一 輝 君
保健・国保担当課長	洲崎 久代 君	産業創生課長	大 沼 良 司 君
まちづくり担当課長	石崎 佳典 君	建設水道課長	佐 野 健 二 君
学 務 課 長	平 田 充 君	社会教育課長	野 田 泰 寿 君
会 計 管 理 者	鹿 又 明 仁 君		

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 松崎 博幸 君 議会事務局次長 長岡 紀文 君

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

- ◎日程第1 認定第1号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第2 認定第2号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第3 認定第3号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第4 認定第4号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第5 認定第5号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第6 認定第6号 令和2年度羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
-

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 認定第1号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6 認定第6号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件については、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、松原臣君。

○6番（松原 臣君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

令和3年9月13日、開会された第3回定例会において、本特別委員会に付託されました令和2年度目梨郡羅臼町各会計決算認定6件につきまして審査を実施しましたので、その経過及び結果を次のとおり御報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算、1件。

認定第2号から認定第5号令和2年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算、4件。

認定第6号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算、1件。

2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月4日及び13日、15日、20日、11月9日の5日間にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、慎重に審査を進めたところであります。

このため、本委員会は、最少の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に沿った上で、各会計別に令和2年度予算の主要な施策がいかに行われたか、それが住民のためになっていたのかを重視いたしました。

そして、この審査を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は、審査過程の中で論議のありました下記事項5点を総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了しました。

記。

総括質疑事項。

- 1、郷土資料館について。
 - 2、町バス運行に係る減収分負担金について。
 - 3、図書館の蔵書について。
 - 4、各会計における不用額と今後の予算計上について。
 - 5、公共施設整備基金積立金及び文教施設整備基金積立金について。
- 3、各会計の審査結果。

認定第1号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

前年度に比べ歳入歳出ともに大きく伸びた主な要因としては、体育館改修事業、町営住宅等長寿命化計画工事、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものがあります。

いまだに回復の兆しが見えない危機的な漁業不振や人口減少、さらには新型コロナウイルス感染症による観光業、飲食業等への影響により、町税をはじめとする歳入の確保が見込めない極めて深刻な財政環境にありながらも、基金からの繰入れを抑制し、財政調整基金、減債基金等への積立てを実施し、昨年以上の実質収支を確保することができたことは、後年度へ十分配慮した決算となりました。

一方で、基金残高の推移はここ数年連続で増加し、特別会計の基金も含めると、令和2年度末現在、19基金の合計で40億6,200万円となっています。

災害対策など基金残高確保に向けた取組は必要ではあるが、基金の積立て目標額、及び活用計画を明確化し、それぞれバランスを取りながら、引き続き健全な財政運営の維持に向けて最大限の努力を求めます。

なお、当年度においても、多額の不用額が見受けられることから、不用額については、要因分析を的確に行い、補正予算において精算されることを求めます。その上で、今後における予算制度の向上を図ることを望みます。

認定第2号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

本年度の国保税は、収納率、収納額ともに前年度より減少となっており、本会計の運営に大きな影響を及ぼしております。

町としては、住民の納税意識の高揚はもとより、夜間・休日窓口の実施及び未納者に対する保険証の短期証の発行、相談など、様々な取組がなされておりますが、今後も収納対策に万全を期し、徴収率の向上に特段の努力を払われ、安定した会計運営を望みます。

併せて、健康づくりや予防活動の充実・強化を図り、医療費の削減につなげる取組に対する十分な予算運用と重点的な取組を求めます。

認定第3号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

当年度においても多額の収入未済額が発生していることから、縮減に向けた対策を講じるよう求めます。

認定第4号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号 令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後の水道事業運営を考慮したとき、基幹産業である漁業不振や人口減少による収入減、当面続く多額の企業債償還金に加え、切迫している水道管の老朽化対策など、事業経営は依然として厳しい状況が続くことが見込まれることから、独立採算を念頭に事業経営の安定化に向けた資金計画、受益者の公平・公正の観点を踏まえた収納率の向上や、新たな滞納の抑制に努めるとともに、未収金対策についても、さらに徹底した措置を講じることを望みます。

また、極めて深刻な状況にあっても、施設整備の維持・点検に十分配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を求めます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査結果を申し上げますが、当町の財政構造は、依然として地方交付税への依存度が高く、硬直した財政状況が続いています。

こうした状況において、令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準並びに財政再生基準、経営健全化基準の基準値を全て下回る事ができたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

町税及び使用料等の歳入確保は、町政運営の根幹をなす最も重要な自主財源であり、い

まだに回復の兆しが見えない基幹産業である漁業不振は極めて深刻な状況ではありますが、公平・公正の観点から納税秩序の維持に努め、町が有する全ての債権についても関係課連携の下、債権管理条例に基づき、収納対策及び滞納整理に努められたい。

一方で、ふるさと納税事業に関しては、基金積み立てはもとより、地域経済の活性化にも大いに寄与していることから、今後も寄附者にとって魅力ある返礼品の取組に期待するものであります。

総括質疑で申し上げました5点につきましては、意見を十分検討の上、新年度予算へ反映していただきたいと考えます。

羅臼町を取り巻く環境は、全国的な動向と同様に、人口減少の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による経済や社会活動への影響も懸念され、さらに難しい状況になるものと予想されますが、今、このまちで生活している町民のみならず、これから生まれてくる子どもたちの将来への責任を果たすべく、引き続き中長期的な行財政運営に視点を置きながら、限られた財源の効率的かつ効果的な活用により、将来にわたり健全で安定した行財政運営の推進について最大限の努力をされるよう求めます。

最後に、理事者、職員の皆様に対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、令和2年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件について、本委員会は、全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

令和3年12月15日、羅臼町各会計決算特別委員会委員長、松原臣。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

○議長（佐藤 晶君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

この質疑については、会議規則第42条により、審査の経過と結果に対する疑義とします。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 認定第1号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6 認定第6号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、認定することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第54号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第54号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第54号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第55号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第55号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第55号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第55号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第56号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別
会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第56号令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第56号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第56号令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第57号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第57号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第57号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第57号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第58号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第58号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第58号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第58号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第59号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第12 議案第59号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第59号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第59号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第60号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第60号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第60号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第60号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第60号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第61号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第61号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第61号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 発議第7号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 発議第7号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年12月15日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、高島譲二。賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく村山修一、同じく松原臣。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

北海道内では、定期的に行われている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記。

- 1、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6、赤潮発生のメカニズムの究明と今後の赤潮発生予測地域等の実態調査を行うこと。
- 7、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月15日。北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第15 発議第7号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第16 発議第8号 北方領土問題の解決促進等を求める意見書

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 発議第8号北方領土問題の解決促進等を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 発議第8号北方領土問題の解決促進等を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年12月15日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、加藤勉。賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく鹿又政義。

北方領土問題の解決促進等を求める意見書。

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかし、戦後76年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間の平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

日ロ両国間における政治対話を促進し、様々な分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継がれてきた北方四島に追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も86歳を経てなお一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

また、元島民の方々をはじめ全ての町民は、日ロ両首脳による領土問題解決に向けた今

後の外交交渉の一層の加速と具体的な進展を強く願っている。

そのような中、本年7月のミシュスチンロシア首相の択捉島訪問や、9月の東方経済フォーラムでプーチン大統領が発表したロシア法令に基づくことを前提とした北方四島を含む地域の経済開発に関する特恵制度の導入は、北方四島に関する我が国の立場と相入れないものであり、平和条約交渉への影響が大きく懸念される。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて重要な事業である北方四島交流等事業の実施が、昨年度引き続き見送られたことは大変残念である。

よって、国においては、今日まで達成された諸合意に基づいて、早急に北方領土問題を解決し平和条約を締結するため、強力な外交交渉を一層進めるとともに、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、新型コロナウイルス感染症の影響により、北方領土問題の早期解決に向けた交渉が後退することのないよう、国民世論の結集と高揚並びに国際世論の喚起をはじめ、北方領土教育の充実や青少年対策を強化するとともに、内閣総理大臣による北方領土視察を実現することなど、北方領土返還要求運動の一層の推進を図ること。

2、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置法に関する法律」に基づき北方領土隣接地域の振興対策等を充実、強化すること。

3、航空機墓参を含む北方四島交流等事業が早期に再開できるよう、協議を継続すること。

4、北方四島における共同経済活動に関する協議に当たっては、我が国の法的立場を遵守しながら、領土問題の解決を通じた平和条約の締結につなげること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月15日。北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第8号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第8号北方領土問題の解決促進等を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第16 発議第8号北方領土問題の解決促進等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第 17 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第 17 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第 71 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

ここで、11時まで休憩いたします。11時より再開いたします。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

町長から、議案第 63 号令和 3 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程議案として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程議案を日程に追加して、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第 1 議案第 63 号 令和 3 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第 1 議案第 63 号令和 3 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案第63号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,780万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,999万円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金6,780万6,000円を追加し、5億27万円。

2項国庫補助金6,780万6,000円を追加し、3億2,320万8,000円。子育て世帯への臨時特別給付金に要する補助金で、全額国庫補助金で交付されます。

歳入合計6,780万6,000円を追加し、52億5,999万円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費6,780万6,000円を追加し、5億7,084万7,000円。

2項児童福祉費6,780万6,000円を追加し、1億7,420万1,000円。新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な方へ影響している中、高校生以下から新生児の児童を持つ子育て世帯へ支援する観点から、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業を実施するものであり、対象児童1人につき10万円を給付するものでございます。

歳出合計6,780万6,000円を追加し、52億5,999万円となるものでございます。

なお、事業の詳細につきましては、この後、担当課長より御説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案第63号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、事項別明細書にて御説明いたしますので、別冊資料（追加）の事項別明細書5ページをお願いいたします。説明の都合上、歳出から御説明いたします。

歳出です。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費、子育て世帯臨時特別給付金に要する経費に6,780万6,000円の追加でございます。このたびの追加補正につきましては、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金でございます。令和3年12月13日開催の衆議院予算委員会にて岸田総理が年内からでも10万円の現金一括給付を選択肢の一つに加えた

いと述べたことや、一括給付に関して特定の条件をつけ審査することはないとの発言があったこと及び北海道から内閣府に問合せした内容について、同様の回答を得たことのお知らせがあったため、このたび先行給付5万円ではなく、10万円の一括給付として追加補正するものでございます。3節職員手当等に4万7,000円の追加。職員の時間外勤務手当でございます。11節役務費、通信運搬費に5万7,000円、郵便料でございます。手数料16万9,000円、振込手数料。役務費合計22万6,000円の追加。18節負担金補助及び交付金の負担金、北海道自治体情報システム協議会負担金として33万3,000円の追加。19節扶助費に6,720万円の追加でございます。

事業の内容につきまして、別冊、参考資料で御説明いたしますので、資料10、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の概要について御参照願います。

目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として実施するものでございます。

対象児童につきましては、一つ目として、令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童。二つ目として、令和3年9月30日時点で高校生、もしくはそれに準ずるもので、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童。三つ目は、令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）でございます。これら3区分のいずれも、令和3年9月分児童手当の特例給付を受けている者は対象外となるものでございます。

支給対象につきましては、上記に記載のある児童の保護者でございます。

支給額につきましては、対象児童1人につき10万円。

支給時期でございます。中学生以下は、令和3年12月28日を予定しております。高校生につきましては、令和4年1月中旬以降、申請受付後に支給をいたします。新生児につきましても、同じく令和4年1月中旬以降、申請受付後に支給する予定であります。

なお、中学生以下の児童を持つ保護者につきましては、基本的に申請の必要はございませんが、所属長から児童手当を受けている公務員の世帯は申請が必要となり、各事業所の協力を得て町から個別通知いたしますので年明け1月中旬となるほか、高校生、新生児の保護者につきましても申請の必要があるため、町から年明けに個別通知を行う予定であります。

支給方法につきましては、児童手当を受給している受給者及び高校生や新生児の保護者の令和3年10月支給事の児童手当を受給している口座や別途届出済みの口座への振り込みとなります。

予算内訳でございますが、職員手当等から負担金補助及び交付金までにつきましては、先ほど御説明したとおりでございます。扶助費の内訳につきましては、中学生以下が539名掛ける10万円で5,390万円、令和4年3月末までに生まれる新生児分を含めております。高校生が133名掛ける10万円で1,330万円、羅臼町に住所を置いている高校生全てを見込んでおります。扶助費の合計が6,720万円となり、事業費合計6,7

80万6,000円となるものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明いたしますので、事項別明細書の3ページにお戻りください。

歳入でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金に6,780万6,000円の追加でございます。事業費の100%国庫補助金で実施するものでございます。内訳につきましては、子育て世帯臨時特別給付金の事務費分として60万6,000円、事業費分として6,720万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

村山修一君。

○7番（村山修一君） 予算の中で、必要経費について1点お聞きしますが、北海道自治体情報システム協議会負担金、たびたび出てくる名前で、よくシステム変更とかに負担金が伴いますということで、近年ではしょっちゅう名前と予算づけされておりますけれども、例えば今回のような場合もそういう対象になっているのでしょうか。中身を教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） このたびの自治体情報システム協議会負担金については、システム改修費用ということになっております。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） もう1点だけお願いします。

それは、例えば今回のような扱う金額の大きさというか、大小によって負担金が伴うということなのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 金額によってシステム改修が伴っているわけではございません。支出対象者を選択するといったシステムの改修のために必要な負担金ということでございます。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） 細部にわたって申し訳ないのですが、ということは、この協議会に加盟している自治体は、今回こういう方法でいきますと、全て対象になっているというような考え方でいいのですかね。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） そのとおりでございます。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 説明を受けたのですが、追加議案の参考資料で、支給対象

児童が令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童というふうになっているのですけれども、例えば10月以降に離婚して、どちらかの世帯主ではないほうに子どもが引き取られていた場合に、支給対象にならないのですか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 子どもの数で押さえていて、それを全て含めておりますので、対象になります。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 1点だけなのですが、対象が中学生以下539名、高校生133名、これは対象児童の③の米印で9月分児童手当特別給付を受けている者は対象外ということで、これは外れているということですよ。対象外の中学生、高校生は何人ずついるのか、教えてください。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 中学生、高校生別では人数を押さえておりませんが、対象人数は17名。プラス、公務員世帯については調査が必要となるものですから、現在のところ数字は押さえておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 前に、この話が出ていたときに親の年収の関係の話があったと思うのですが、これには対象外は17名と公務員世帯云々ということですが、所得の関係は勘案されているのですか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 報道にもある所得制限を設ける設けないというところですが、当町の場合、③の下に書かれている米印①から③のいずれも、令和3年9月分児童手当特例給付を受けている者は対象外ということで記載しております。この特例給付といいますのが、令和2年度の所得によって子どもの人数によってそれぞれ所得制限の額が変わっているものでございまして、新聞報道等による960万円というのは、3人の子どもを持つ世帯になります。ちなみに、児童1人の場合は875万6,000円、2人の場合は917万8,000円というような形で分かれております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 数が少ないということは、対象世帯の年収がそんなに高くないのかなというふうに思ったのですが、分かりました。ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第63号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第63号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第63号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（佐藤 晶君） ここで、町長より年末の御挨拶があります。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 令和3年最後の定例会でありますので、この場をお借りして年末の挨拶をさせていただきます。

まずは、町民の皆様、そして議員各位に対しまして、今年1年の町政への御理解、御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

今定例会に上程をさせていただきました議案、また、先ほどの追加議案につきましても御承認をいただきましたこと、大変感謝を申し上げます。ありがとうございました。

子育て支援の関係で、国が進めております18歳以下の子どもたちへの給付金事業につきましては、出費の多くなる年末までに対象児童へ行き渡るよう、担当課を中心に職員一丸で準備をさせていただきます。それ以外につきましても、一日も早い給付に向け、努力をいたしたいと考えております。

さて、令和3年を振り返ってみますと、令和2年同様、我慢の一年でありました。2年にわたってコロナの蔓延が起り、何が何だか分からない中で、町民の皆さんの不安が増幅してまいりました。羅臼町においても、一時予想を超える感染者が出てしまい、町民の皆様にお心配をおかけいたしました。

ワクチン接種につきましては、中標津こどもクリニック様と町民の皆様の御理解の下、スムーズに行うことができましたことを感謝申し上げます。

現在は、オミクロン株という変異株が出現しており不安は尽きませんが、何とか日常に近い状態となっておりますので、今後も気を緩めることなく対応してまいります。

年末年始を迎え、感染リスクも高まってまいりますが、万が一感染者が出ても、決して個人に対し誹謗中傷が起こらないよう、町民の皆様にはくれぐれも冷静な対応を改めてお願い申し上げます。

さて、ここ数年、減少傾向にあった漁業については、さらなる資源の枯渇や魚種変換が

進み、危機的状況になっております。一般質問でも取り上げられました基幹産業である漁業の問題と、地域産業の活性化につきましては、今まで以上に思い切った取組をしていかなければならないと思っております。特に、これからを担う若者に、一步踏み出す勇気と機会の提供を行っていきたいと考えております。今後も羅臼町全体で課題を共有し、取り組んでいかなければなりません。そのためには、議員各位と関係者及び町民の皆様のますますの御理解と御協力をお願いするものであります。

知床羅臼診療所につきましては、孝仁会様の下で、木島所長を中心に、羅臼町の地域医療をしっかりと支えていただいております。感謝をしているところであります。現在は、次の5年の契約について協議を進めさせていただいております結果、次期5年間の仮協定を締結させていただきました。

今年6月には、町民体育館「らうすぼ」が改修を終えオープンいたしました。1階には多目的室や子どもたちが遊びや運動ができる遊具を設置したプレイルームもでき、毎日多くの方の御利用をいただいております。調理室などもあり、公民館活動もできるようになっておりまして、今後も多くの町民に御利用いただければと思っておりますのでございます。

北方領土問題につきましては、コロナ禍の中で2年間にわたり交流事業もままならない状況でありました。そのような中、洋上慰霊ができたことは大変有意義であったと思っております。ただ、元島民の方の高齢化もあり、待たなしの中で隣接地域の首長として問題解決のため、千島連盟などの関係団体と連携をし、今後も一步でも前進するよう努力してまいります。

羅臼町が120年を迎えた節目の2020年は、コロナ禍の中で全ての事業が中止や延期を余儀なくされました。2021年も、同じくほとんどのイベントなどが中止となりました。来たる2022年は穏やかな毎日とイベントなどを通して町民の笑顔あふれる一年となるよう願っております。

今年8月29日に、羅臼町議会議員であられた井上章二氏が御逝去されました。通算14年以上の長きにわたり議員として羅臼町の振興、発展に寄与されました。改めて御冥福と心からの感謝を申し上げます。

まだまだ報告をしなければならないことがたくさんありますが、議員皆様には、今年3月の第1回定例議会から、本日、第4回の定例議会まで、多くの一般質問を頂戴し、答弁をさせていただきました。私自身、気づかなかったこともありましたし、なるほどと思うこともございました。私の答弁で至らない点もあったかと思いますが、皆様の温かい対応でお許しいただいたこともあったのかもしれない。

いずれにいたしましても、議員皆様の御協力により、こうして年末、新年を迎えることができそうです。今年も町政運営に格別なる御理解をいただきましたことに感謝し、来たる新しい年もより一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

年末を迎え、心より願うことは、災害もなく、このまま平穏な日々が続く年であるよう

に、何よりもこのコロナが収束して、安心して過ごせる日常が戻ってくること、そして、羅臼の漁業が元気を取り戻せるくらいの大漁で、活気のある浜であることを願っております。

令和4年は、羅臼町民一人一人に幸せを運び、羅臼町のさらなる発展をもたらす年になりますことを祈念し、年末の挨拶とさせていただきます。

議員の皆様、町民の皆様、よいお年をお迎えください。

ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） 会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年第4回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員